

BLUE+AKITA 会則

(名称)

第1条 本会は、BLUE+AKITA（ブルータスアキタ）と称する。（以下本会という）

(目的)

第2条 本会は、ブラウブリッツ秋田の勝利と発展を目指して、ブラウブリッツ秋田を愛する者が一致団結して応援し、併せて応援活動を通してフットボールを楽しむ文化の醸成をはかることを目的とする。

(理念・あり方)

第3条 本会は、自他チームに対してリスペクトを持ち、チームに寄り添い、常に共にあり、熱く、温かく、そして集まったひとりひとりが楽しい応援を目指す。
また、BLUE+AKITA、さらにはブラウブリッツ秋田の一員であることに自覚を持ち他の見本となるよう行動する。

(活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) ブラウブリッツ秋田の応援活動
- (2) その他本会の目的を達成するために必要とする活動
- (3) 総会への参加

(禁止事項)

第5条 本会における禁止事項は次のように定める。禁止事項に該当する行為が確認された場合、嚴重注意もしくは退会処分と科すものとする。

- (1) 自他団体を含むサポーターに対する誹謗中傷、批難
- (2) 他クラブ団体およびサポーターへの誹謗中傷、批難、煽り・挑発
- (3) 観戦ルールその他、クラブ・スタジアムが定める規則への違反行為
- (4) 応援活動に支障をきたす程度の飲酒。飲ませた者も同様とする
- (5) 感染症罹患中のスタジアム来訪
- (6) 待機列における横入り、その他の不正行為
- (7) 手当て中の選手に対する野次、その他の不適切な行為
- (8) リードを妨げる行為
- (9) 団体内で決定して事項に従わない行為
- (10) 団体 SNS で告知していない内容を無断で発信する行為
- (11) 代表の許可なく団体名を用いて活動する行為

(12) 前各号のほか、役員が不適切と判断した行為

(会員)

第6条 本会の会員は、第2条の目的に賛同する個人とし、正会員と、大学生以下からなる学生会員で構成される。

(入会および退会)

第7条 本会における入会および退会は次のように定める。

- (1) 本会の会則に同意し、入会を希望する者は、
代表もしくは支部長の了承、所定の会費を納入したのち入会できる。
- (2) 会員は本人の申し出により退会することができる。
- (3) 本会は今期末までに会費を支払わなかった者、本会の目的に反する行為をした者、もしくは本会の名誉を傷つけた者を、
総会または役員会の決議により退会させることができる。
- (4) 本会の経費で購入した備品は退会時に返還する。

(会費)

第8条 会費は次のように定める。

- (1) 入会の際または所定の期日までに納入しなければならない。
- (2) 総会によって定められた額を納入するものとする。
- (3) 退会時には会費の返還は行わない。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置き、本会の会員より選出する。

- (1) 代表
- (2) 応援活動部門長
- (3) 事務部門長
- (4) 支部代表

(役員を選出・解任)

第10条 役員を選出は次のとおり行う。

- (1) 代表および役員は総会において選出する。
但し、応援活動部門長はコールリーダーの中から選出する。
- (2) 代表および役員は総会の決議により解任できる。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次の通りである。

- (1) 代表は本会を代表する。
- (2) 応援部門長は本会の応援活動を統括する。
- (3) 事務部門長は本会の事務作業、会計作業、広報活動を統括する。
- (4) 支部代表は支部の活動を統括する。

(支部)

第12条 本会は、総会または役員会の決議により支部を設置または廃止することができる。

- (1) 本会の会員は支部に所属することとする。
ただし、複数の支部に同時に所属することはできない。
- (2) 支部は地域別に構成され、原則会員の居住地によって該当する支部に振り分けることとする。
- (3) 各支部は年1回、支部に所属する本会の会員の名簿を提出する。
- (4) 本会の会員は会費の納入を会員が所属する支部を通じて行うこととする。

(部門)

第13条 本会は2つの部門に大別される。

(1) 応援活動部門

- ①リード：応援活動において指揮統率をする。
- ②リズム：試合での太鼓やドラムを使った応援活動を行う。
- ③大旗：大旗を使った応援活動を行う。
- ④パイプフラッグを使った応援活動を行う。
- ⑤横断幕：チームや選手の横断幕の作成・管理を行う。

(2) 事務部門

- ①事務：クラブとの連絡やその他事務作業を行う。
- ②会計：会費や経費の管理・処理を行う。
- ③広報：ホームページやSNSなどの運営を行う。

(会議)

第14条 代表は総会・役員会を招集できる。

- (1) 総会および役員会の議長は代表または代表が任命した者が務める。
- (2) 総会には、本会の役員のほか、代表が任命した者全ての会員が参加できる。
但し出席しない者は議決・承認等に任意したものとする。
- (3) 役員会には本会の役員のほか、代表および役員が許可した者が参加できる。
- (4) 総会および役員会においては、本会に関する重要事項の決議を

行うことができる。

- (5) 総会の参加者は総会における議決権を持つ。
- (6) 役員会の参加者は役員会における議決権を持つ。

(会計)

第15条 本会の経費は、会員からの会費および寄付金、その他により賄う。

- (1) 会計年度はシーズン最終節を締日とし、翌日から新年度とする。
- (2) 会計は新年度の初回の総会において前年度の会計報告を行う。
- (3) 本会の経費の執行に際しては、原則役員会で協議の上、代表が決裁を行う。

(細則)

第16条 本会則に定めるもののほか必要な細則は、総会または役員会の決議を経て、代表が別に定める。

(会則)

第17条 本会則の改正を行う際は、総会の決議を必要とする。

改定履歴

- ・平成27年3月1日 制定
- ・令和5年1月1日 改正
- ・令和7年1月1日 第7条(3)学生会員200円に改定
- ・令和8年2月1日 条文間の整合性確保および内容の見直し、第5条(禁止事項)の追加